

長大学術第470号  
令和4年3月23日

白楽ロックビル 殿

国立大学法人長崎大学長

河野 茂



調査結果に対する不服申立てについて（通知）

貴殿からの不服申立て「1. 【濫用の事実と調査結果の曲解】」について、長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程（以下「不正行為防止等に関する規程」という。）第20条第5項の規定に基づき、調査委員会において再調査の必要性について審査した結果、下記「1.」の理由により当該不服申立てを却下すべきものと判定した旨の報告がありました。また、被告発者の一名からの不服申立てにつきましても、却下すべきものと判定した旨の報告がありました。

つきましては、同条第6項の規定に基づきその旨通知いたします。

なお、調査委員会に審査を命じるにあたり、貴殿からの不服申立て「2. 【審査員が利害関係者・不適格者】」について、調査委員会委員の利害関係及び適格性に関する検証を行った結果、下記「2.」の通り利害関係者等にあたらないことを確認いたしました。

記

1. 貴殿からの不服申立て「1. 【濫用の事実と調査結果の曲解】」について

- 不服申立てにおける3つのタイプのうちタイプ1とタイプ3の申立てについて  
【不服申立てに係る調査委員会の審査結果】

・「検索入口」に記載されている情報元が不十分である事例があること、また情報元が全く記載されていない事例があることを確認し、先般通知した「調査結果」のP.14及びP.16で附録2の「検索入口」の項に記載されている情報元は不十分であることを指摘している。

- 不服申立てにおける3つのタイプのうちタイプ2の申立てについて

【不服申立てに係る調査委員会の審査結果】

・貴殿のブログ等から引用した箇所に引用符等が付されていないことを確認しており、「調査結果」のP.9及びP.10で附録2において適切な引用方法が用いられていないことを指摘している。

○ 盗用の基準に関する申立てについて

【不服申立てに係る調査委員会の審査結果】

・調査委員会は不正行為防止等に関する規程に基づき調査を行うことになっている。附録2において、冒頭の前文で告発者のブログ等からの引用があることを読者が推定できる記載や各事例の「検索入口」の項にも不十分ながらも収集した情報元が記載されており、これらを踏まえ、調査委員会では、不正行為防止等に関する規程第2条第1項柱書きに規定する「故意又は研究者としての基本的な注意義務を著しく怠った」ものとまでは認められないものであると認定した判断は妥当である。

2. 貴殿からの不服申立て「2. 【審査員が利害関係者・不適格者】」について

吉田和文委員及び角村法久委員と井内健介准教授が利害関係であるとの指摘ですが、『「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に係る質問と回答(FAQ)』(文部科学省)※のQ3-23「調査委員の利害関係者の範囲を教えてください。」への回答であるA3-23において、利害関係者は「緊密な共同研究を行う関係」、「密接な師弟関係」などとされており、単に所属機関や組織を同一にする、あるいは職制上の上下関係があることだけをもって該当しないものと解されるところ、吉田委員及び角村委員はともに利害関係者にはあたりません。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に係る質問と回答(FAQ)のURLは以下のとおり。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1352820.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1352820.htm)

また、角村法久委員の調査委員会委員としての適格性につきまして、改めて確認しました結果、角村委員は研究倫理及びコンプライアンスに関わる研究者でした。

担当：長崎大学研究国際部学術支援課

高橋、福本、高柳、吉野

TEL : 095-819-2042 (内線 2042)

FAX : 095-819-2040

E-Mail : ko-taka@nagasaki-u.ac.jp

k-fukumo@nagasaki-u.ac.jp

takayana@nagasaki-u.ac.jp

yoshino@nagasaki-u.ac.jp